

貯金保険料率に関する検討会 取りまとめ

平成31年3月18日

貯金保険料率に関する検討会

貯金保険料率に関する検討会 取りまとめ

I はじめに

農水産業協同組合貯金保険制度（以下「本制度」という。）は、農水産業協同組合（以下「組合」という。）が貯金等の払戻しができなくなった場合に、一定額の保険金を支払うことなどによって貯金者等を保護し、信用秩序の維持に資することを目的とする制度である。

その目的を果たしていくために、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）では、現在、実効料率 0.015%（決済用貯金保険料率 0.018%、一般貯金等保険料率 0.014%）として、本制度の対象組合から保険料を徴収し、保険料収入を含む収益総額と費用総額の差額を「責任準備金」として積み立ててきており、平成 15 年度以降、本制度による支援措置は行われてきていない中、責任準備金は平成 30 年度末には約 4,300 億円となることを見込まれている。

当検討会では、現在の組合が置かれている状況等に鑑み、今後の本制度の責任準備金及び保険料率のあり方について、中長期的な視点を踏まえて検討を行い、以下のとおり取りまとめる。

II 貯金保険制度に係る経緯等

1 被保険貯金額等

本制度の対象となる組合の数は、主に農協及び漁協の合併が進展したことにより、ペイオフが解禁された平成 14 年度の 1,713 団体から平成 30 年度には 787 団体にまで大きく減少している。

一方、被保険貯金については、農協の貯金が増加していることを主因に、平成 14 年度の約 81 兆円から平成 30 年度には約 107 兆円まで増加している。

2 保険料率

保険料率については、預金保険制度及び本制度とも制度開始当初は同料率（0.006%）でスタートしたが、いわゆるバブル経済の崩壊に伴う金融機関の経営の悪化、支援事案の発生等を踏まえ、平成 8 年度に預金保険制度はそれまでの 0.012%から 0.084%に、本制度は 0.012%から 0.030%に引き上げた。

その後、本制度は、平成 16 年度に、平成 6 年度から 15 年度までの 10 年間に発動した資金援助総額等と同期間の被保険貯金の総額の割合とする事故率をベースとした料率算出方法に変更され、平成 16 年度から 0.015%の保険料率を適用し、現在に至っている。

3 責任準備金

機構においては、制度発足当初から平成 14 年度までの間、32 組合に対し、約 1,099 億円の支援を実施した結果、責任準備金は減少したものの、一度も欠損の状況には陥っていない。平成 15 年度以降、破綻する組合が発生していないことから、責任準備金は着実に積み上がり、平成 30 年度末には約 4,300 億円となることが見込まれている。

このように、責任準備金が相当程度積み上がっている現状に鑑みれば、保険料率はこうした状況を考慮したものとするべきであり、責任準備金の目標額とそれを達成するまでの期間を定め、これを基準として保険料率を設定することが適当である。

Ⅲ 責任準備金の目標水準等の設定に関する論点整理

1 組合の経営リスクの考え方

責任準備金の積立目標を検討するにあたり、農協及び漁協が総合事業体であるが故の他業態にはない経済事業等リスクと、過去の貯金保険の発動実績から今後の本制度の発動リスクをどのように捉えることができるかについて検討が行われた。

(1) 総合事業体における経済事業等リスク

農協には、信用事業の他、他業態にはない経済事業等リスクがあるが、これについては、

- ① 経済事業資産は、平均的農協で資産の 1.1%程度であり、その経済事業資産と組合全体の固定資産を合わせても資産全体の 3.7%程度であること
- ② 経済事業により生じた損失は、結果として農協の自己資本比率に反映されること
- ③ 過去の貯金保険の発動実績には経済事業のリスクに起因するものも含まれていること

を踏まえれば、経済事業のリスクを特出しせず、過去の発動実績を踏まえた検討をすることで十分であると考えられる。

(2) 農漁協系統の破綻未然防止システム

農漁協系統は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）に基づき、それぞれ独自のセーフティネットを構築している。

農協系統については、再編強化法第4条の規定に基づく「JAバンク基本方針」において、行政庁の処分基準である自己資本比率4%よりも厳しい8%以上の確保を自主ルールとして定めるとともに、農林中金等によるストレステストを含め、経営状況のモニタリングを実施している。

また、再編強化法第35条の規定に基づくJAバンク支援基金（平成30年3月末現在基金残高約1,707億円）を設け、経営改善や組織統合が必要な場合には、組合に対して当該基金による支援により経営破綻を未然に防止する仕組みが設けられており、この仕組みが適切に機能している。

漁協系統についても、農協系統と同様に組合の経営状況のモニタリング及び指導を実施するとともに、経営改善等が必要な場合には、同条の規定に基づくJFマリンバンク支援基金（平成30年3月末現在基金残高約226億円）による支援を実施する仕組みが設けられており、この仕組みが適切に機能している。

以上のことから、現状では過去の発動実績を相当程度上回るような貯金保険の発動が直ちに生じる可能性は低いと考えられる。

2 責任準備金の積立目標額、積立期間及び保険料率

近年、組合の経営破綻が発生しておらず、責任準備金が一定程度積み上がっている中、まずは、預金保険機構と同様に十分なセーフティネット機能を発揮するために必要な責任準備金の規模感（目標）を設定した上で、その達成に向けた保険料率の水準を検討することとした。

預金保険制度においては、平成23年度に設置した「預金保険料率に関する調査会」及び平成26年度に設置した「預金保険料率に関する検討会」における検討を経て、中長期的な目標額を、「平成6年度末責任準備金約0.9兆円に欠損金の最大額4兆円を加えた最大損失額である5兆円程度」とした上で、平成24年度から概ね10年で積み立てるのに必要な保険料率が定められている。

(1) 責任準備金の積立目標額

責任準備金の積立目標額の定め方は、

- ① 預金保険制度と本制度の被保険預貯金額の規模の対比から5,000億円（預金保険制度は、被保険預金約1,000兆円に対して責任準備金5兆円）
- ② 過去の最大損失に備えるという考え方（預金保険制度で採用。この場合、本制度では、既に十分な水準の責任準備金を確保）

③ 将来の組合の経営リスクを緻密に分析し、発生見込み損失を定量的に予測する方法

④ ③に加え、足下で貯金量が急速に増加する中で、将来の被保険貯金伸長のリスクも加味

といった考え方があるが、預金保険機構における被保険預金額、責任準備金の積立目標額の規模を参考として設定することが適当（①）との認識に至った。

これは、現在、既に過去の最大損失に相当する責任準備金の水準を確保できているものの、貯金者保護や将来のセーフティネット機能を確保するという観点から、銀行のほか、信用金庫、信用組合、労働金庫等の協同組織金融機関などの国内金融機関を幅広くカバーする預金保険制度と預貯金規模対比で同水準とすることが適当であると考えられることから、預金保険制度における被保険預金・責任準備金の目標水準を参考にするものである。

経済事業や信用事業の将来リスクについては、組合の経営状況を確実に見通した上で、定量的な目標水準を設定するまでに至ることは困難であり、将来リスクが顕在化した場合には必要に応じて水準を見直すこととする。また、JAバンク支援基金及びJFマリンバンク支援基金は、再編強化法に基づき運用されるものであり、本制度における責任準備金と合算するような性格のものではない。

(2) 積立期間

責任準備金の積立目標額をどの程度の期間をかけて達成するかについては、現在、既に過去の最大損失に相当する責任準備金の水準を確保できていることから、単年度における組合の負担が過大とならないように考慮する必要がある。このため、預金保険制度も参考にしつつ、目標達成までの期間を、10年程度とすることが適当である。

ただし、経済事業や信用事業に係る将来リスクを見通すことが困難であることに加え、今後、

① 貯金保険事故の発生状況

② 公認会計士監査の結果

③ 貯金の動向

④ 農林中金の資金運用環境を含めたJAバンクの今後の健全性

の検証を踏まえて、責任準備金の積立目標額及び保険料率の妥当性の検討を行う必要があることから、2段階で変更することとする。

この場合、当面3年間の保険料率を定めた上で、毎年検証を行い、これらの検証結果を踏まえ、問題がなければ、残期間等につき更に検討し、変更することが適当である。

(3) 保険料率

保険料率については、平成30年度末における責任準備金の見込額等を見極めた上で、上記考え方にに基づき算定することが適当である。

IV その他の論点

今回の検討会における議論のなかでは、Ⅲに記載した内容の他にも、次のような意見が出された。

- ・ 諸外国では、責任準備金を付保貯金に対する割合で定めている例があることから、本制度についても、今後は目標金額の設定だけではなく、対付保貯金比率による設定も議論すべきではないか。
- ・ 将来の組合の経営リスクを確実に見通すことは困難であるものの、今後の検討に当たり、経営リスクの分析の精密化の検討を進めるとともに、経営に関する情報収集に努めていくべきではないか。
- ・ 系統預金等の運用リスクについても、情報収集し、その検証に努めていくべきではないか。
- ・ 今後、仮に貯金残高が減少した場合、責任準備金の積立水準が過大になることも考えられ、貯金の動向によってはこのような場合の対処についても議論する必要があるのではないか。

こうした論点については、今回の保険料率の見直し後のフォローアップと併せて、機構において引き続き議論していくことが適当と考えられる。

V おわりに

保険料率については、毎年、3月末に開催される機構の運営委員会で審議し、これを変更する場合は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき、運営委員会で議決した上で、主務大臣（農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官）の認可を受けることで決定する。

当検討会としては、本取りまとめが機構の運営委員会の審議に資することを期待している。

(別紙)

貯金保険料率に関する検討会 委員

座長	萬木 孝雄	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 教授 マネックス証券株式会社 執行役員チーフアナリスト
	大野 早苗	武蔵大学経済学部 教授
	加々美博久	弁護士
	古関 和則	全国漁業協同組合連合会 専務理事
	後藤 彰三	農林中央金庫 代表理事専務
	長嶋 喜満	J Aバンク代表者全国会議 副議長
	増田 直弘	貯金保険機構 理事
	宮崎 源征	トゥルーバグループホールディングス株式会社 取締役副社長
	山田 秀顕	全国農業協同組合中央会 常務理事
オブザーバー	山北 幸泰	農林水産省 大臣官房審議官
	森 健	水産庁 漁政部長
	柳沢 信高	金融庁 信用機構対応室長
	中澤 亨	財務省 信用機構課長
	その他機構が必要と認める者	

(敬称略・座長以外は五十音順)